

公園等の定期清掃に関する施行細則

2024.02.10

若草岡本西地区環境美化委員会

1. 定期清掃の方法

- (1) 定期清掃は、草刈り機器等を使用した「下草刈り」とその後日に実施される手作業による「一斉清掃」を組み合わせ、「1セット」として実施される。
- (2) 下草刈りは、各町内会役員ならびに有志（以下、「町内会役員等」と称する）により実施する。
- (3) 「一斉清掃」は、原則として町内の全住民の参加により実施される。ただし、高齢者等の一斉清掃参加が困難な人には参加を求めない。

2. 定期清掃の担当区域

- (1) 若草・岡本西地区における、東西中央の公園、各町内会の児童公園-集会所廻り（除く第6集会所）、および緑道等、草津市役所公園緑地課が管轄する区域を定期清掃担当区域とする。
- (2) これまで担当区域としてきた伯母川フェンス沿い等の道路課管轄区域は市役所道路課への草刈り実施を要望しつつ、回数減などを図り、将来的には担当区域から外す。
- (3) かがやき通りおよび調整池に面した道路に関しては市役所道路課と、伯母川河川敷については市役所河川課と、それぞれ受託契約した団体が実施する。

3. 定期清掃の回数、時期、および程度（水準）

- (1) 定期清掃は年4回（4セット）実施する。
- (2) 定期清掃における「一斉清掃」は町内会統一して実施するが、その時期については前年度末に、新旧役員および関係団体（環境美化ボランティア等の協力員）と相談して決定する。
- (3) 定期清掃における「下草刈り」の日程は、「一斉清掃」の約一週間前から前日までの期間で各町内会がそれぞれ決定する。
- (4) 下草刈りの日程により、機器類が不足する場合は、東西中央各倉庫間で機器の貸借により調整する。それでも不足する場合は前年度までに志津南学区まち作り協議会あるいは若

草岡本西地区協働活動委員会に予算要求する。

- (5) 下草刈りの水準は、それを実施する際の町内会役員等の過度な負担を避けることを旨とし、「生活に支障が無い水準」の草刈りを目標とする。なお、「生活に支障が無い水準」とは、公園で子供が遊べたり、虫の発生を抑制できたりする程度に草を刈ることを云う。

4. 緑地管理アドバイザー（アドバイザー）

- (1) 町内会が実施する下草刈り全般について適宜アドバイスを頂く。
- (2) 町内で実施する下草刈り時に使用する草刈り機器類の選定・取扱等について適宜アドバイスを頂く。
- (3) 上記機器類使用時の安全保護具の選定・取扱等について適切なアドバイスを頂く。
- (4) 草刈り機器・器具等の維持管理について適宜アドバイスを頂く。
- (5) 必要に応じて、地区協委員会あるいは環境美化委員会に出席を願う。
- (6) 環境美化委員会が主催する講習会の講師を依頼することができる。

5. 草刈り等関連機器

下草刈り活動を「町内会活動」とボランティアグループ等による「町内会活動以外の活動」に区分する。(1)「町内会活動」に用いる事ができる草刈り機器、(2)草刈り機器の使用者、(3)保護具着用条件をつぎの通り定める。

(1) 町内会活動で用いる事ができる草刈り機器

(ア)町内会活動で使用できる（事業主が準備する）草刈り機等は、挟み切り方式草刈り機（カルマー、マルチトリマー等）、ナイロンコード式草刈り機、ヘッジトリマー、自走式草刈り機、ブロアーに限る。

(イ)チップソー等の金属板あるいは金属製チェーン・ワイヤー等を用いた草刈り機については、町内会活動においてこれらの機器を使用しない。

(ウ)河川敷や調整池等の草刈りについては特定の団体（町内会）が独自に契約して実施しているものであり、細則の適用から除外する。当該団体はその危険性を十分に認識し、周知

した上で、当該団体の全責任において使用することとする。なお、地区協ならびに地区環境美化委員会はチップソー等の危険な機器・部品等の購入／保全には一切関与しない。

(2) 草刈り機器の使用者

草刈り機器を使用者の条件は下記表 1 に定める。

表 1 下草刈り時に使用できる機器一覧

	町内会が公園緑地課に依頼された区域の清掃活動		左記活動以外の清掃活動	使用条件
	初心者	経験者		
チップソーを含む金属製一枚刃	E	E	当該グループの取り決めに依る。	町内会活動では使用不可
ナイロンコード式草刈り機	C※	A		※講習会受講すれば使用可
自走式芝刈り機	B	A		
カルマー等	B	A		マルチトリマーも含む
ヘッジトリマー	C※	A		※講習会受講すれば使用可
ブロアー	A	A		

「経験者」とは、当該機器の取扱についての講習会を受講し、かつ2年以上の使用経験がある者をいう。

A: 使用可

B: 講習会または使用開始前に熟練者から安全指導を受けることが必須

C: 講習会受講が使用の条件

D: 原則使用してはならない。

E: (町内会活動としての草刈り事業には) 全面使用不可。

(3) 保護具着用条件

(ア) 草刈り機器等の使用者は経験者、初心者にかかわらず表 2 に定める保護具を着用し

なければならない

(イ)環境美化委員会は、事業主が用意する保護具の必要数を満たせるように地区協(まち協)に予算要求し、各倉庫に揃えなければならない。

(ウ)一般的な軍手あるいは長靴などは使用者(環境美化事業参加者)が用意することとする。

表2 機器使用上の保護具着用条件

	事業主が用意する保護具				使用者が用意する保護具		防護ネット (人数)	備考
	安全 メガ ネ	防護 面	すね当て ・チャッ プス等	防刃 手袋	軍手	長靴		
ナイロンコード ※	○	◎	○(すね当てまたは厚手前掛け)	—	○	○	原則小型2枚以上(大型の場合1枚)(2人以上) ※※※※	ネット保持者も機器使用者と同一の保護具着用
	防護面は必須。可能ならメガネも				(小石が自身に衝突する。)			
カルマー等の挟み切り式草刈り機 ※※	○	○	—	○	—	—	原則不要 道路沿いのみ小型1枚	ネット保持者も保護具着用
	何れか一方を着用							
ヘッジトリマー ※※※	◎	○	◎ (チャップス)	◎	—	—	不要	
自走式芝刈り機	○	—	—	—	—	—	小型1枚	機器の左後方に飛び石可能性あり
ブロアー	◎	—	—	—	○	—	不要	

※（ナイロンコード式草刈り機補足説明）

（ア）ナイロンコード式草刈り機を使用する場合は、原則として操作者一人につき小型防護ネット※※※※の場合は2枚以上、大型防護ネット（シート）※※※※の場合は1枚（2人持ち）以上を小石が飛散する恐れのある方向に配置することとする。状況によっては全周を覆う必要もある。ただし、草刈り場所の小石の有無や周囲の環境によって、実施責任者の判断で防護ネット枚数の減数を行っても良い。

（イ）防護ネット保持者を含め全員が最低限防護面（フェイスガード）を必ず装着することとする。

※※（カルマー等挟み切り方式草刈り機の補足説明）

（ア）カルマー、マルチトリマー等の挟み切り式草刈り機を使用する場合は原則として防護ネットは不要である。

（イ）ただし、道路沿いの草刈りの場合に限り、道路側への小石飛散を防止するために小型の防護ネット（1枚/人）を配置する。（足下付近における小石等の飛散防止）

（飛散する小石はゼロでは無く、数十センチメートルから1メートル程度の若干の小石飛散が生じる。その速度は極めて小さく人を傷つける恐れはほとんど無い。しかし、道路沿いの草刈りの場合には、傍を通行する自動車等に当たった場合、自走車の速度が大きいため、自動車等に傷を付ける恐れが皆無とは言えない。）

※※※（ヘッジトリマー補足説明）

（ア）同地区で過去に発生したヘッジトリマーの事故は、太ももの切創および指の切創であるが、これらの保護具は全く使用されていないだけで無く、フェイスガードの着用も徹底されていない。

（イ）**防刃手袋、太もも/脚保護具、安全メガネ、フェイスガードの着用を徹底する。**

（ウ）熟練者であるが故の気の緩みもあるかも知れないので、毎年4月にできるだけ講習会を受講していただく事も必要ではないかと考えられる。

※※※※（防護ネット補足説明）

※※※※（防護ネット補足説明）

(ア) 小型防護ネット：長辺が 1.7～1.9m 程度、短辺が 1.1～1.4m 程度で、大人一人で支持できる防護ネット。

(イ) 大型防護ネット：長辺が 2.4～2.7m 程度、短辺が 1.7～1.8m 程度で、支持には大人二人が必要となるもの。(草刈り機の石跳ね特性に応じて、曲線状にカバーできる。)」

6. 草刈り機器メンテナンスボランティア（有償）（仮称）

(1) 若草岡本西地区協働活動委員会に登録された草刈り機器メンテナンス有償ボランティア団体は、環境美化委員会の依頼により地区協が有する草刈り機器のメンテナンス等の業務を代行できる。

(2) 環境美化委員会は、当該ボランティア団体に次の業務を有償で依頼する。業務に掛かった時間に対して別途定める賃金を地区環境美化委員会が支払う。

(ア) 草刈り機器使用者に対する草刈り機機取り扱い方法および使用後の手入れ方法に関する指導・教習または教習補助。

(イ) 草刈り機器等のメンテナンスの実施（カルマー刃の研磨、草刈り機のギア部グリース注入等）

(ウ) 機器の定期点検および外部業者への故障機器修理の発注

(エ) その他、機器管理のために必要な業務

付則

この規定の改廃は、委員会委員の過半数の同意を以って、行うことができる。

・この細則は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する

以上